

君津富津広域下水道組合低入札価格調査制度実施要領

平成16年3月29日制定

平成30年8月1日改正

(目的)

第1条 この要領は、君津富津広域下水道組合が発注する建設工事に係る競争入札において、最低入札価格が当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがある価格（以下「低入札価格」という。）と認められる場合の基準を定めるとともに当該低入札価格の調査の実施及び契約における措置に必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事等)

第2条 調査の対象となるものは、1件当たりの設計金額が1千万円を超える建設工事とする。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、1千万円以下の建設工事も対象とすることができる。

(低入札価格の基準)

第3条 低入札価格の基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の90を乗じて得た額とし、予定価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。なお、算出にあたっては別表第1に留意するものとする。

ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

(2) 工事等の性質上前号の規定により難しいものについては、前号に規定する算出方法にかかわらず、予定価格に100分の90を乗じて得た額から予定価格に100分の70を乗じて得た額の範囲内で適宜の額とする。

(調査)

第4条 契約内容に適合した履行が可能か否かの調査は、前条で定めた額を下回った入札価格を提示した者に対して行うものとする。

2 調査は、まず、入札の内容が別紙1に定める失格判定基準の価格失格判定基準に該当するか否かを判断するものとする。

3 前項の価格失格判定基準に該当しない入札については、事情聴取及び関係機関への照会等の方法により調査を実施するものとする。

(委員会の設置)

第5条 前条の調査を行うため、君津富津広域下水道組合低入札価格調査委員会（以下

「委員会」という。)を設置する。

(組 織)

第6条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 事務局長
- (2) 契約担当課長
- (3) 工事等の発注課長
- (4) 工事等の設計担当課長
- (5) 工事検査監

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員長は事務局長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、契約担当課長の職にある者がその職務を代理する。

(会 議)

第8条 委員会の会議は、委員長が速やかに招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議に出席できない委員(委員長を除く。)は、当該調査事項について書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合における前2項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

5 契約担当課長は、低入札価格調査表(別記様式第1号)を作成するものとする。

6 委員会は、必要があるときは、関係職員及び関係者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

7 第4条第2項により価格失格判定基準に該当する場合には、委員の合議によって委員会に代えることができる。

(報 告)

第9条 委員会の会議の結果は、管理者に報告するものとする。

(契約における措置)

第10条 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約における措置は、次に定めるとおりとする。

- (1) 契約の保証の額は、請負代金額の10分の3以上とする。
- (2) 契約に係る前払金は、請負代金額の10分の2以内とする。

(庶 務)

第11条 委員会の庶務は、総務課総務係において処理する。

(補 則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

別表第1（第3条第1号及び別紙1）

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、機器費、設計技術費、処分費等
共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費等
現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、技術間接費等
一般管理費の額	一般管理費等

別紙1（第4条第2項）

失格判定基準

1 価格失格判定基準

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる費用につきそれぞれ定める額のいずれかについて、入札に際して提出した工事内訳書の当該費用の額が下回る場合。なお、算出にあたっては別表第1に留意するものとする。
- ア 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
 - イ 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
 - ウ 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
 - エ 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- (2) 工事の性質上前号の規定により難しいものについては、価格失格判定基準を定めないことができる。